

令和元年度

中山間地域等直接支払交付金 実施状況

滋賀県 農政水産部 農村振興課

1

I. 制度の概要

2

1. 中山間地域等直接支払制度

目的

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る。

事業実施年度

平成27年度～令和元年度（第4期対策）

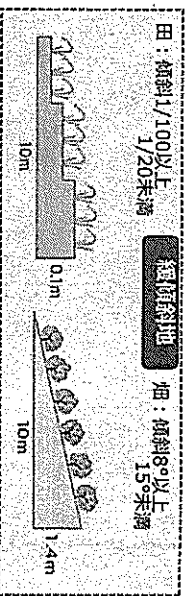
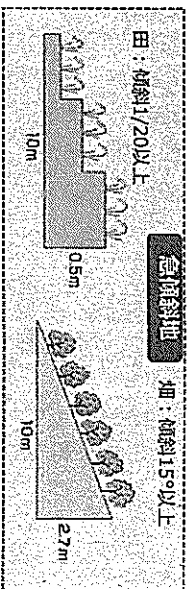
対象地域

- ・特定農山村法等地域振興立法（8法）指定地域
- ・知事が指定する条件不利地域

対象農用地

対象地域内の農振農用地で、傾斜等の一定の基準を満たす一団の農用地

《傾斜基準》



2. 活動の概要 (H27～R元年度)

交付単価 (円/10a)		地目	急傾斜単価 (8割)	緩傾斜単価 (10割)
田	急傾斜	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	緩傾斜	6,400	8,000
	畑	急傾斜	9,200	11,500
		緩傾斜	2,800	3,500

基礎単価	体制整備単価
農業生産活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道管理 ・荒廃農地の発生防止活動等 多面的機能を増進する活動	A要件（農業生産性向上） <ul style="list-style-type: none"> ・機械、農作業の共同化 ・担い手への農地集積、農作業委託 等
周辺林地の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・景観作物の作付 ・魚類等の保護等 	B要件（集落機能の維持） <ul style="list-style-type: none"> ・新規参加者の確保（女性、若者、NPO等） ・農産物の加工、販売 等
	+

3. 加算措置 (H27～R元年度)

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
超急傾斜農地 保全管理加算	・ 田 1/10以上、畑 8°以上 ・ 超急傾斜農地の保全 ・ 農産物の販売促進 等	6,000
集落連携・機能維持加算	集落協定広域化支援 ・ 複数集落が連携し広域の協定を締結 ・ 中心的な役割を担う人材を確保	3,000
	小規模・高齢化集落支援 ・ 小規模、高齢化集落を取り込んで活動を実施	田：4,500 畑：1,800
地域営農体制 緊急支援試行 加算 ※R元年度のみ	人材活用体制整備型 ・ 営農ボランティアの受け入れ等	3,000
	集落機能強化型 ・ 集落内外の営農以外の組織との連携等	3,000
	スマート農業推進型 ・ 省力化技術の導入による営農活動等	6,000

5

4. 滋賀県における対象地域

法指定地域

- ・ 特定農山村法・山村振興法・離島振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法

特認地域

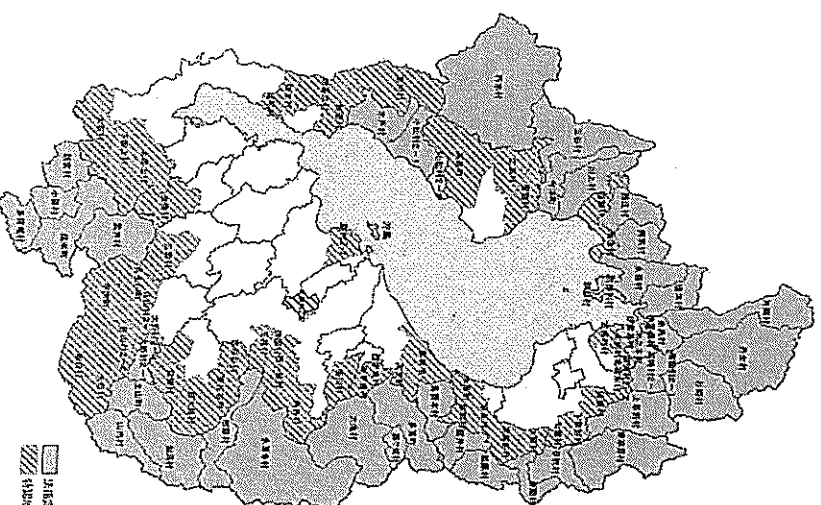
1. 地域基準

- ① 法指定地域に隣接する農用地
- ② 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ③ 既成市街地等に該当せず要件を満たす地域
- ④ 特定農山村法に係る要件を満たす地域

2. 農用地基準

- ア 傾斜農用地
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

※④は急傾斜のみ



6.

II. 令和元年度の実施状況

7

実施状況の審査検討について

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

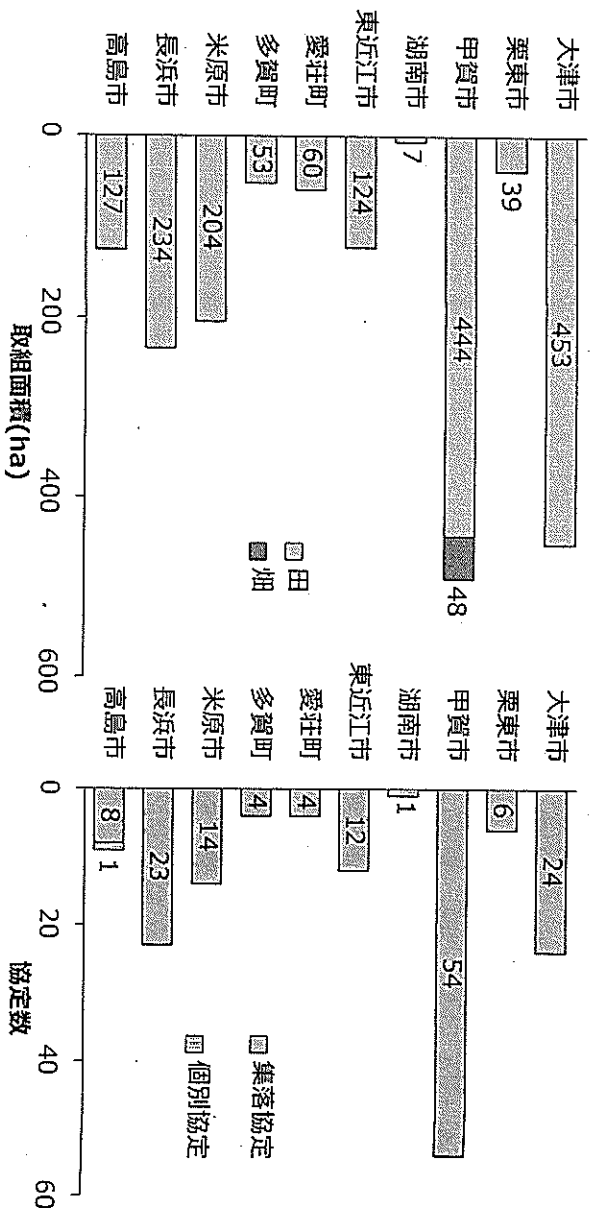
◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領 (参考資料1) 第2条関係 審議会の担任する事務の細目

- 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2) ～ (4) 省略
- 2 省略
- 3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務

8

1. R1協定面積、協定数

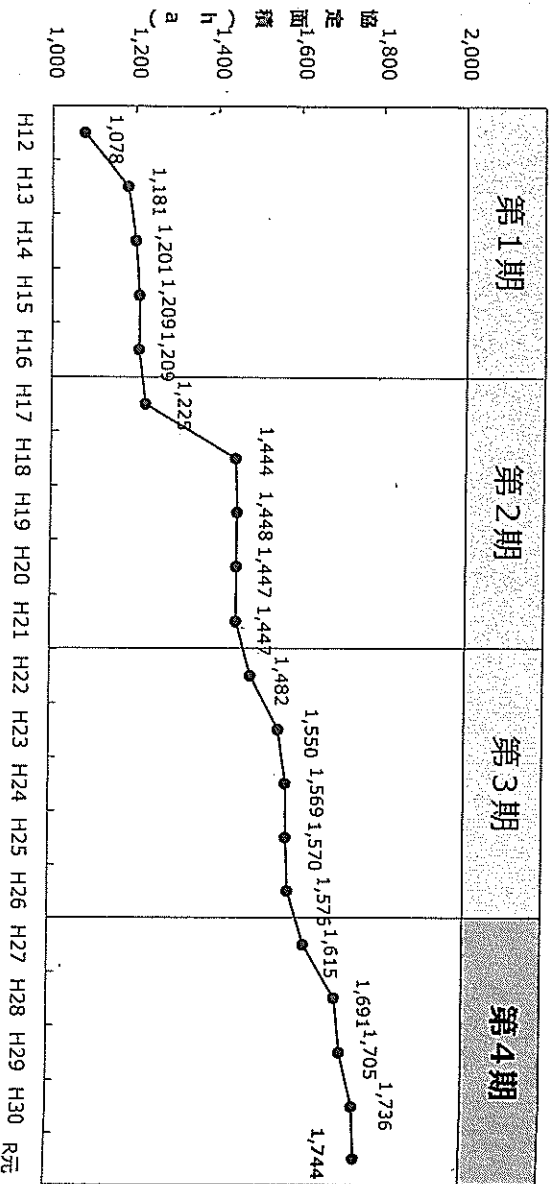
◆ 交付市町数 : 10市町
 ◆ 協定数 : 151協定
 ◆ 交付面積 : 1,744ha (前年度から約8ha増)
 ※取組市町の対象農用地面積2,405ha



2. 滋賀県における協定面積の推移

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき安定的な措置として実施



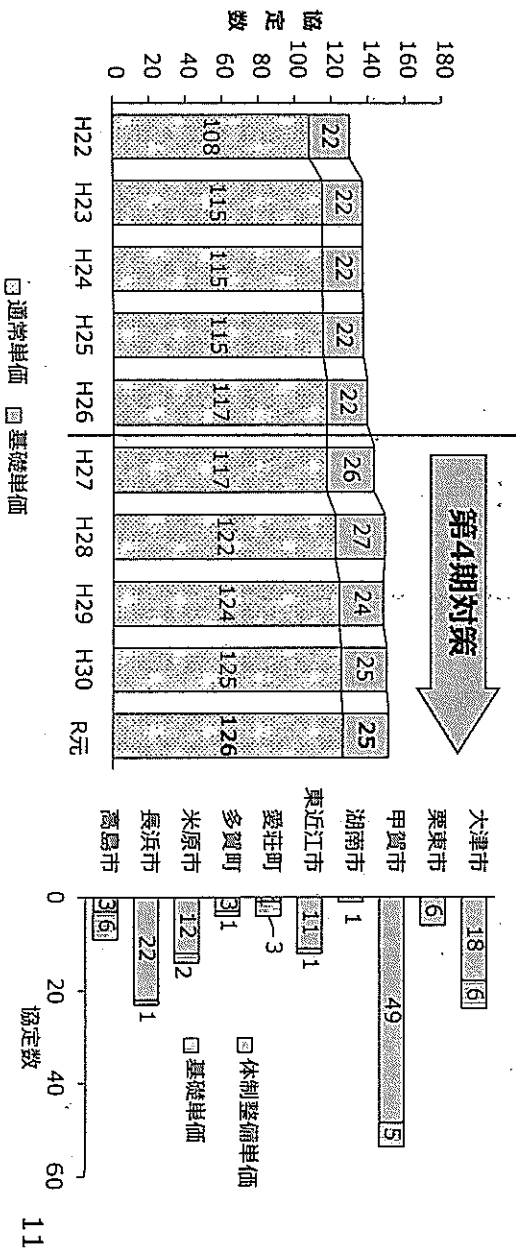
3. 協定数の推移

◆協定数 : 151協定 (前年度と比較し甲賀市で1協定増加)

(集落協定: 148協定 個別協定: 2協定)

- ・体制整備単価 (10割単価) …… 126協定
- ・基礎単価 (8割単価) …… 5協定

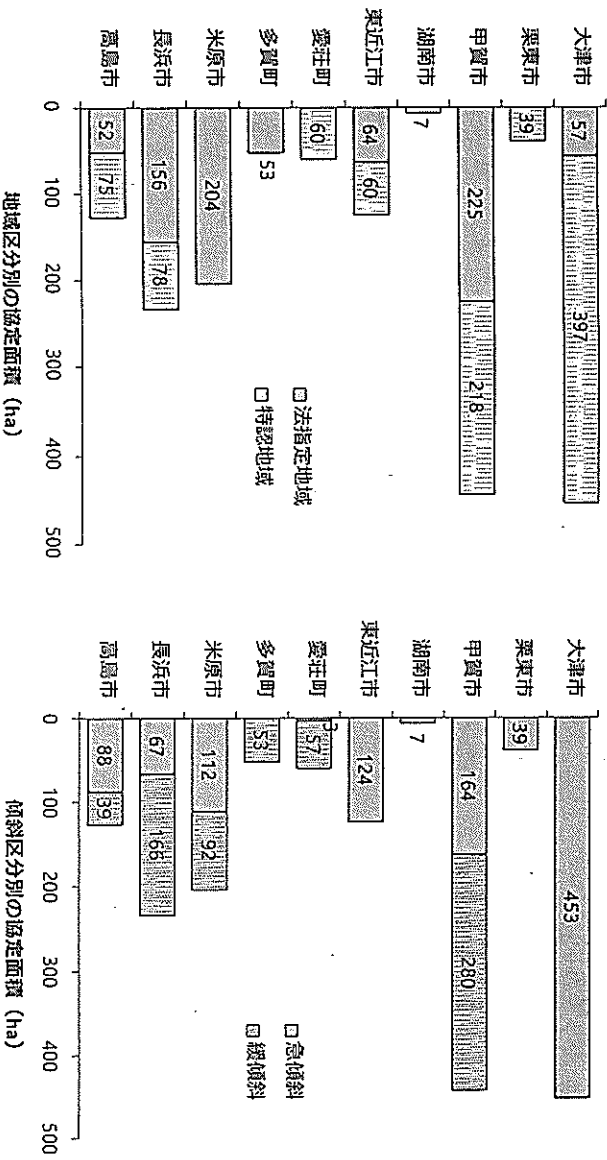
集落協定の体制整備単価125協定のうち、B要件: 1協定、C要件: 124協定



4. 地域区分別、傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積1,744haのうち、

- 法指定地域 810ha (46.5%) 特認地域 934ha (53.5%)
- 急傾斜 1,057ha (60.6%) 緩傾斜 687ha (39.4%)



5. 交付金額・使途状況

交付金額 266,619千円のうち、
 共同取組活動に充当 161,075千円
 個人配分に充当 105,544千円

表4 交付金額の使途

市町名	交付額 (千円)	共同取組活動		割合 (%)	
		個人配分	共同	共同	個人
大津市	94,941	52,611	42,330	55	45
栗東市	8,432	1,244	7,187	15	85
甲賀市	51,138	35,410	15,728	69	31
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	25,775	17,445	8,330	68	32
愛荘町	4,421	4,235	186	96	4
多賀町	4,046	4,046	-	100	-
米原市	31,100	19,971	11,129	64	36
長浜市	27,308	22,413	4,894	82	18
高島市	18,094	3,701	14,393	20	80
滋賀県計	(262,811)	(169,440)	(93,372)	(64)	(36)
	266,619	161,075	105,544	60	40

※滋賀県計の上段の () は平成30年度の数値。

6. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費のうち
 共同利用機械の購入と道・水路の管理がそれぞれ全体の約2割を占め、
 鳥獣被害防止対策費へ全体の約1割が使用されている

表5 共同取組活動費の使途内訳 (注: 単位: 千円)

市町名	共同取組活動費当座勘定		前年度末 繰上り等勘定 額	役員報酬 等	研修会等 費	道・水路 管理費	農地管理 費	鳥獣被害 防止対策 費	共同利用 機械購入 費	共同利用 施設整備 等費	多面的な 地域振興 勘定	土地利用 調整関係 費	法人 等との共同 利用関係 勘定	都市住民 への交流 促進等 関係費	その他	積立等	
	共同取組活動費当座勘定	(前) 共同取組活動費当座勘定															
大津市	111,575	52,611	50,964	3,582	830	17,222	3,242	6,024	21,617	5,258	11,782	-	-	182	-	10,295	31,562
栗東市	1,244	1,244	-	250	-	98	163	212	-	-	-	-	-	-	-	522	-
甲賀市	94,847	35,410	59,438	1,308	2	9,222	11,019	12,729	4,838	6,816	156	-	-	-	2,441	46,315	
東近江市	47,667	17,445	30,223	295	-	18,441	10,573	126	7,659	10,573	-	-	-	-	-	-	-
愛荘町	4,289	4,235	63	140	-	-	-	3,834	-	-	-	-	-	-	-	324	-
多賀町	4,430	4,046	384	410	332	3,285	-	392	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米原市	37,258	19,971	17,288	1,001	-	5,179	2,144	3,148	8,599	83	-	-	-	-	1,159	15,948	-
長浜市	49,164	22,413	26,751	841	-	6,854	2,945	4,901	17,689	2,150	44	-	-	31	1,534	12,075	-
高島市	12,320	3,701	8,620	803	2	249	1,948	3,940	3,683	63	1,142	40	-	-	450	-	-
滋賀県計	(361,959)	(164,063)	(189,401)	(7,610)	(1,200)	(55,082)	(23,844)	(22,368)	(24,452)	(5,858)	(4,123)	(30)	(20)	(22)	(914)	(11,434)	(204,757)
(共同取組費に占める割合)	362,805	161,075	201,730	8,631	1,165	60,539	32,034	35,305	64,085	24,943	13,124	40	-	193	1,259	31,189	90,276
				(2%)	(0%)	(15%)	9%	(6%)	(7%)	(7%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(5%)	(28%)

※滋賀県計の上段の () は平成30年度の数値。

7. 個別協定の取組状況

個別協定の取組は2協定

- ・ 湖南市 1協定
- ・ 高島市 1協定

表7 個別協定の取組み状況

協定締結者	農業生産法人 (湖南市)	認定農業者 (高島市)
交付単価	通常 (10割)	基礎 (8割)
協定締結面積 (ha)	6.5	9.2
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動を5年間以上継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動 (優待権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置) ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り

(注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

8. 加算措置の取組状況

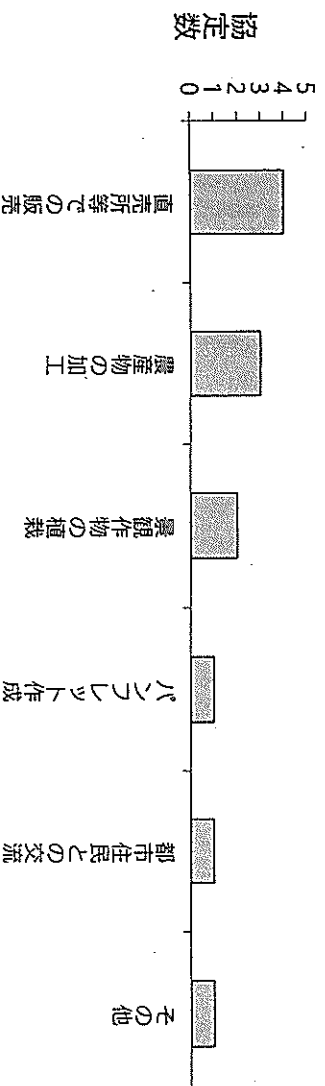
超急傾斜農地保全管理加算

- ・ 取組協定：10協定 [大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原市4、高島市1]
- ・ 加算面積：48ha

超急傾斜農地で生産される農産物の活用



将来的な農業生産活動の継続

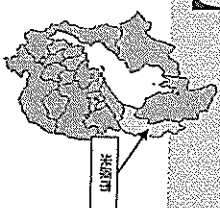


☒ 加算取組協定の活動内容

集落連携・機能維持加算・・・取組なし

参考 取組事例【米原市甲津原集落協定】

農地中間管理機構を活用した農地の集積と奥伊吹の流れ～まごころ米づくり～



- 営農組合の法人化を契機に、農地中間管理機構を活用した農地集積に取組むとともに、共同機械の導入による作業負担の軽減や6次産業化などに取組み、地域を活性化。

協定面積：22ha (田22ha) 交付金額：524万円 (個人区分41%、共同取組活動59%)
協定参加者：農業者12人 法人1 その他2 協定開始：平成12年度

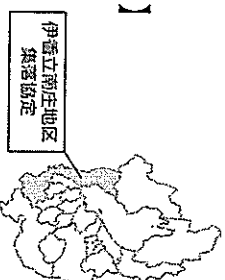
取組の概要	取組の特色
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当地区は、滋賀県米原市の最北端に位置する積雪の多い山間地で、湖北の大河、姉川の源流に近い標高約520m付近の地域。 ○ 平成14年にほ場整備が完了し、水稲・そば等を中心に栽培。ほ場整備の実施を契機に、今後の農地保全については、営農組合を設立し、高齢農家や不在地主の農地を管理していくことと合意形成を図り、平成12年度から本制度を実施。 ○ 交付金を活用して共同利用機械や獣害防止柵等を整備し、農地等の保全や営農組合の運営への積極的な取組。 ○ 平成27年に営農組合を「(農)甲津原営農組合」として法人化すると共に、農地の受入体制を強化し農地集積を加速。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農組合の法人化を契機に農地中間管理機構を活用して、集積の約88%の農地を利用権設定により法人に集積。 (法人の農地集積面積：19.4ha(H28)) ○ 水稲以外に、そば、みょうが、ふき、よもぎ等を栽培。 ○ 平成9年から集落内にある「甲津原交流センター」において、集落女性6名による漬物加工部が農産物を漬物等に加工。 ○ 平成17年から、売店・喫茶をオープンし、漬物・米の販売、軽食・そばなど地域食材を使用した飲食を提供することで農業者の所得向上に貢献。(売店の販売額：1166万円(H28)) ○ 営農組合と自治組織の甲津原区が主体となり、宿泊施設「アグリコテージ」を利用した農業体験ツアー(田植え・稲刈り)を本交付金を活用して毎年開催し、都市住民との交流事業を実施。

9. 地域営農体制緊急支援試行加算の取組状況

スマート農業推進型

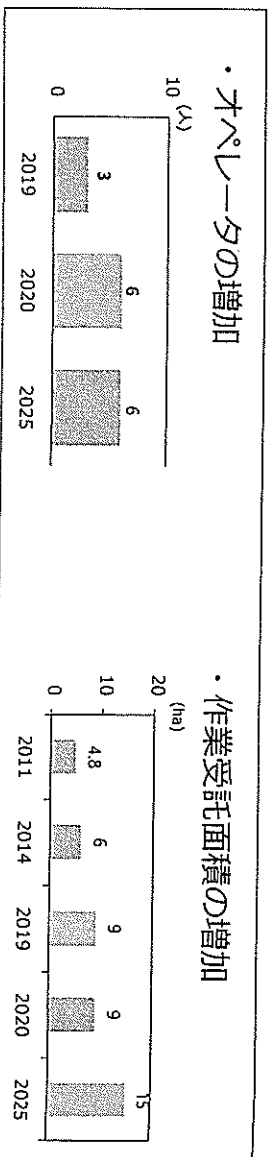
ー取組協定：1協定 【大津市伊香立南庄地区 約55ha】

- ・収穫した米を糊田米「光川源氏米」として臨時に開設する直売所で販売。
- ・「南庄集落営農センター」が約9haの作業受委託を実施。



課題：協定参加者の高齢化に伴い、営農センターへ農地を預けたいという要望が増加

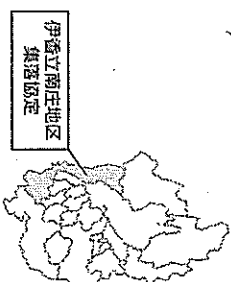
↓ GPS機能付き田植え機を導入



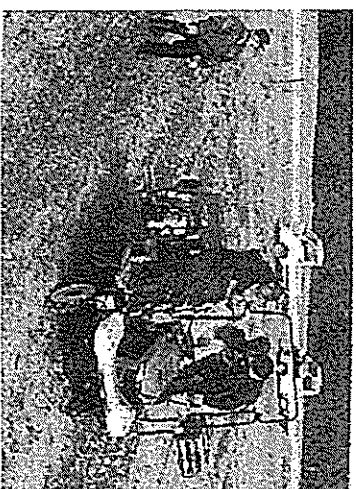
9. 地域営農体制緊急支援試行加算の取組状況

スマート農業推進型

- 取組協定：1協定 【大津市伊香立南庄地区】
- ・オペレータの育成



操作講習会：メーカーによる操作説明



運転講習会：屋外ほ場にて、実機による
作業講習

19

10. 抽出検査について

- ・中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の5に基づき、
対象協定の中から抽出し、9市町40協定の検査を実施

表10 抽出検査における主な問題点と指導内容

項目	指導内容
交付金の 会計経理について	領収書等の整理を行うこと
	活動日誌の整理を行うこと
確認明帳等の 整備状況について	現地確認チェックリストの整理を行うこと

表11 令和元年度抽出検査数

市町名	検査協定数
大津市	5
栗東市	1
甲賀市	14
東近江市	3
愛荘町	1
多賀町	3
米原市	4
長浜市	6
高島市	3
9市町	40協定

20

Ⅲ. 第5期対策の概要

21

1. 次期対策見直しのポイント

- ◆ 集落の将来像の明確化
 - ・ 体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化
- ◆ より前向きな取組への支援を強化
 - ・ 加算措置の創設・拡充
(集落協定の広域化、人材の確保、農業生産性の向上等)
- ◆ 農業者の不安の払拭、事務負担の軽減
 - ・ 遡及返還措置の見直し (協定農用地全域 → 当該農用地のみ)
 - ・ 書類の様式等の見直し
- ◆ 社会情勢の変化などへの対応
 - ・ 対象地域に棚田地域振興法に基づき棚田地域の追加

22

2. 第5期対策 (R2～6年度) の概要

交付単価

(円/10a)

地目		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
	急傾斜	9,200	11,500
畑	緩傾斜	2,800	3,500

基礎単価

農業生産活動等

- ・水路、農道管理
- ・荒廃農地の発生防止活動等

多面的機能を増進する活動

- ・周辺林地の管理
- ・景観作物の作付
- ・魚類等の保護等

体制整備単価

集落戦略の作成

- ・6～10年後の集落の将来像を作成
- ・1年目、2年目に話し合いを行い、中間年を目途に作成
- ・4年目以降は毎年度見直し

+

23

※集落戦略とは

協定農用地の将来像、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針

項目

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

○集落戦略の作成と活用のイメージ

集落戦略は、産産委員の協議を明らかにするなどの重要な項目です。協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

協定参加者や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には
 1. 農地法第16条、第17条の区域(農地)又は田舎
 2. 農地法第18条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 3. 農地法第19条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 4. 農地法第20条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 5. 農地法第21条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 6. 農地法第22条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 7. 農地法第23条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 8. 農地法第24条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 9. 農地法第25条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 10. 農地法第26条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 11. 農地法第27条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 12. 農地法第28条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 13. 農地法第29条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 14. 農地法第30条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 15. 農地法第31条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 16. 農地法第32条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 17. 農地法第33条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 18. 農地法第34条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 19. 農地法第35条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 20. 農地法第36条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 21. 農地法第37条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 22. 農地法第38条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 23. 農地法第39条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 24. 農地法第40条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 25. 農地法第41条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 26. 農地法第42条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 27. 農地法第43条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 28. 農地法第44条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 29. 農地法第45条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 30. 農地法第46条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 31. 農地法第47条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 32. 農地法第48条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 33. 農地法第49条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 34. 農地法第50条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 35. 農地法第51条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 36. 農地法第52条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 37. 農地法第53条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 38. 農地法第54条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 39. 農地法第55条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 40. 農地法第56条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 41. 農地法第57条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 42. 農地法第58条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 43. 農地法第59条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 44. 農地法第60条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 45. 農地法第61条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 46. 農地法第62条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 47. 農地法第63条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 48. 農地法第64条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 49. 農地法第65条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 50. 農地法第66条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 51. 農地法第67条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 52. 農地法第68条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 53. 農地法第69条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 54. 農地法第70条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 55. 農地法第71条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 56. 農地法第72条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 57. 農地法第73条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 58. 農地法第74条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 59. 農地法第75条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 60. 農地法第76条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 61. 農地法第77条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 62. 農地法第78条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 63. 農地法第79条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 64. 農地法第80条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 65. 農地法第81条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 66. 農地法第82条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 67. 農地法第83条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 68. 農地法第84条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 69. 農地法第85条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 70. 農地法第86条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 71. 農地法第87条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 72. 農地法第88条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 73. 農地法第89条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 74. 農地法第90条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 75. 農地法第91条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 76. 農地法第92条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 77. 農地法第93条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 78. 農地法第94条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 79. 農地法第95条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 80. 農地法第96条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 81. 農地法第97条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 82. 農地法第98条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 83. 農地法第99条の区域又は田舎(農地)又は田舎
 84. 農地法第100条の区域又は田舎(農地)又は田舎

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一帯ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、具体的に維持すべき農用地を明確化

3 集落戦略を元に変更するスケジュール

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の維持のための取組を、加算措置等を利用し実現



【そのほかの状況】



【新農収費の相殺】

○人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することによって、「策定された人・農地プラン」に盛り込まれます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効果的であると考えられます。

3. 第5期対策における加算措置

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
棚田地域振興活動 加算 (新設)	棚田地域振興法に基づく対象の棚田等の 保全と地域の振興を支援	10,000
超急傾斜農地保全 管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田 1/10以上、畑 8°以上 ・ 超急傾斜農地の保全 ・ 農産物の販売促進 等 	6,000
集落協定広域化加 算 (拡充)	広域で集落協定を締結し、集落の将来維 持に向けて活動	3,000
集落機能強化加算 (新設)	新たな人材の確保、営農以外の組織との 連携体制の構築等	3,000
生産性向上加算 (新設)	農地の集積・集約、 <u>省力化技術の導入</u> 等	3,000

25

IV. 今後の取組について

1. 課題

- 協定役員、市町職員の事務負担
- 高齢化に伴う担い手の不足、協定参加者の減少
- 交付金の返還措置への不安

27

2. 今後の取組について

- 本交付金は中山間地域の振興のために有効であり、活動の定着・取組面積の拡大に向け、**協定の広域化やリーダーの育成等**を図る。
- 取組に不安を抱える小規模集落については、地域の実情を踏まえた上で、**企業や大学等の多様な主体との連携・協働**による取組を推進する等、**小規模集落の維持**について方策を検討。
- 中山間地域における担い手や地域リーダーの育成・確保、広域化、多様な主体との連携・協働活動などの**優良事例等を収集・整理し、集落等**に対する、**より一層の体制強化**に向けた指導・助言を行っていく。

28

2. 今後の取組について

○高齢化・人口減少の進む中山間地域において、法面の草刈り等の作業は非常に負担が大きいため、生産性向上加算等の活用による**スマート農業の導入**を推進する。

○棚田地域振興法が令和元年8月に施行されたことを受けて制度が拡充されたため、新たな加算の活用を促進し、**着実な棚田を始めとした中山間地域の保全・振興**を図る。

参考資料－令和元年度の実施状況

- ・各市町の取組面積
- ・地域区分別、地目別の協定農用地面積
- ・傾斜区分別の協定農用地面積

1. 取組面積、協定数

◆交付市町数	: 10市町
◆協定数	: 151協定
◆交付面積	: 1,744ha (前年度から約8ha増)

表1 令和元年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	取組市町の対象農用地面積(ha)	交付対象の協定面積(ha)	協定数 ¹⁾	基礎単価		集落協定参加農家数 ²⁾ (人)
				通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	593	453	24	18	6	1,155
栗東市	52	39	6	6		90
甲賀市	688	444	54	49	5	899
湖南市	71	7	1	1	[1]	-
東近江市	124	124	12	11	1	351
愛荘町	60	60	4	1	3	73
多賀町	53	53	4	3	1	108
米原市	265	204	14	12	2	291
長浜市	318	234	23	22	1	512
高島市	246	127	9	3	6	146
法算累計	2,405	1,744	151	[2]	25	[1]
				126	[1]	3,625

注1) 湖南市・高島市の協定数欄の「」は個別協定数で内数
注2) 個別協定は人数に含めず

2. 地域区分別、地目別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積1,744haのうち、	
- 法指定地域 810ha (46.5%)	特認地域 934ha (53.5%)
- 田 1,696ha (97.2%)	畑 48ha (2.8%)

表2-1 令和元年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)		うち、法指定地域 ⁴⁾				うち、特認地域 ⁵⁾			
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑		
大津市	453	453	57	57	397	397				
栗東市	39	39			39	39				
甲賀市	444	395	48	225	177	48	218	218		
湖南市	7	7			7	7		7		
東近江市	124	124	64	64	60	60		60		
愛荘町	60	60			60	60		60		
多賀町	53	53	53	53						
米原市	204	204	204	204						
長浜市	234	234	156	156	78	78		78		
高島市	127	127	52	52	75	75		75		
法算累計 ³⁾	(1,736) 1,744	(1,688) 1,696	(48) 48	(802) 810	(754) 762	(48) 48	(934) 934	(934) 934		

注4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域
注5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

3. 傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積1,744haのうち、

— 急傾斜 1,057ha (%) 緩傾斜 687ha (%)

※緩傾斜農地を対象とするかについては、市町長が判断

表3-2 令和元年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)	うち、田		うち、畑	
		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
大津市	453	453	453		
栗東市	39	39	39		
甲賀市	444	164	280	48	48
湖南市	7	7	7		
東近江市	124	124	124		
愛荘町	60	3	57		
多賀町	53		53		
米原市	204	112	92		
長浜市	234	67	166		
高島市	127	88	39		
滋賀県計	1,744	1,057	687	48	48